

議事要旨(4) 収益認識専門委員会における検討状況について

冒頭、逆瀬副委員長（専門委員長）より、収益認識専門委員会において、IASBから公表されているディスカッション・ペーパー「顧客との契約における収益認識に関する予備的見解」に対するコメントを検討している旨が説明された。引き続き豊田主任研究員より、当該ディスカッション・ペーパーについてコメントすべきポイントの説明が行われた。

説明の後、内容を確認するための質疑応答が行われ、委員等から次のような発言があった。

- 顧客との契約における権利・義務関係が財・サービスの引渡後にも継続するような取引について苦慮しているように見受けられるが、従来の条件付き収益認識の考え方で対応できないものか。
- 資産・負債アプローチによって収益を定義したとしても、「幅広い解釈の余地」という現行基準の問題点が解決されないのではないかと。曖昧さをなくすような方向で検討されることを望む。
- 複数要素契約については米国のEITF00-21などと同様の定めを設ければ済むのではないかと。
- 現行実務と変わらないとしているが、実際にはかなり変わるのではないかと。実務がきちんと対応できるのか検証が必要だろう。
- ディスカッション・ペーパーのモデルを採用することで、工事契約が適切に取り扱えなくなるとすれば、重要な問題であるとする。

これらの意見を踏まえ、引き続きコメントについて検討を行うこととされた。

以上